

芸術工学部（府）における障害のある学生に対する受験上及び入学後の修学支援の流れについて

平成30年 5月16日 学務専門委員会承認
令和 2年 9月 9日 一部改正
令和 3年 3月10日 一部改正

障害等のある学生に対する受験上の支援及び修学上の支援に係る芸術工学部及び芸術工学府の取扱いは、次のとおりとする。

1. 受験上の支援の取扱い

(1) 配慮内容の決定

学部3年次編入学試験及び大学院芸術工学府入試において受験特別配慮申請があった場合、芸術工学部（府）長は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室からの回答を踏まえ、入学試験時における配慮事項（案）を作成し入学試験実施委員会に上申する。

(2) 配慮内容の実施

芸術工学部（府）長は、入学試験実施委員会で決定された配慮事項に基づき受験上の配慮を実施する。

2. 修学上の支援の取扱い

(1) 支援の流れ

芸術工学部及び芸術工学府における入学後の修学支援は、「障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて」（障害者支援推進委員会議決）及び別紙「障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ」に基づき実施する。

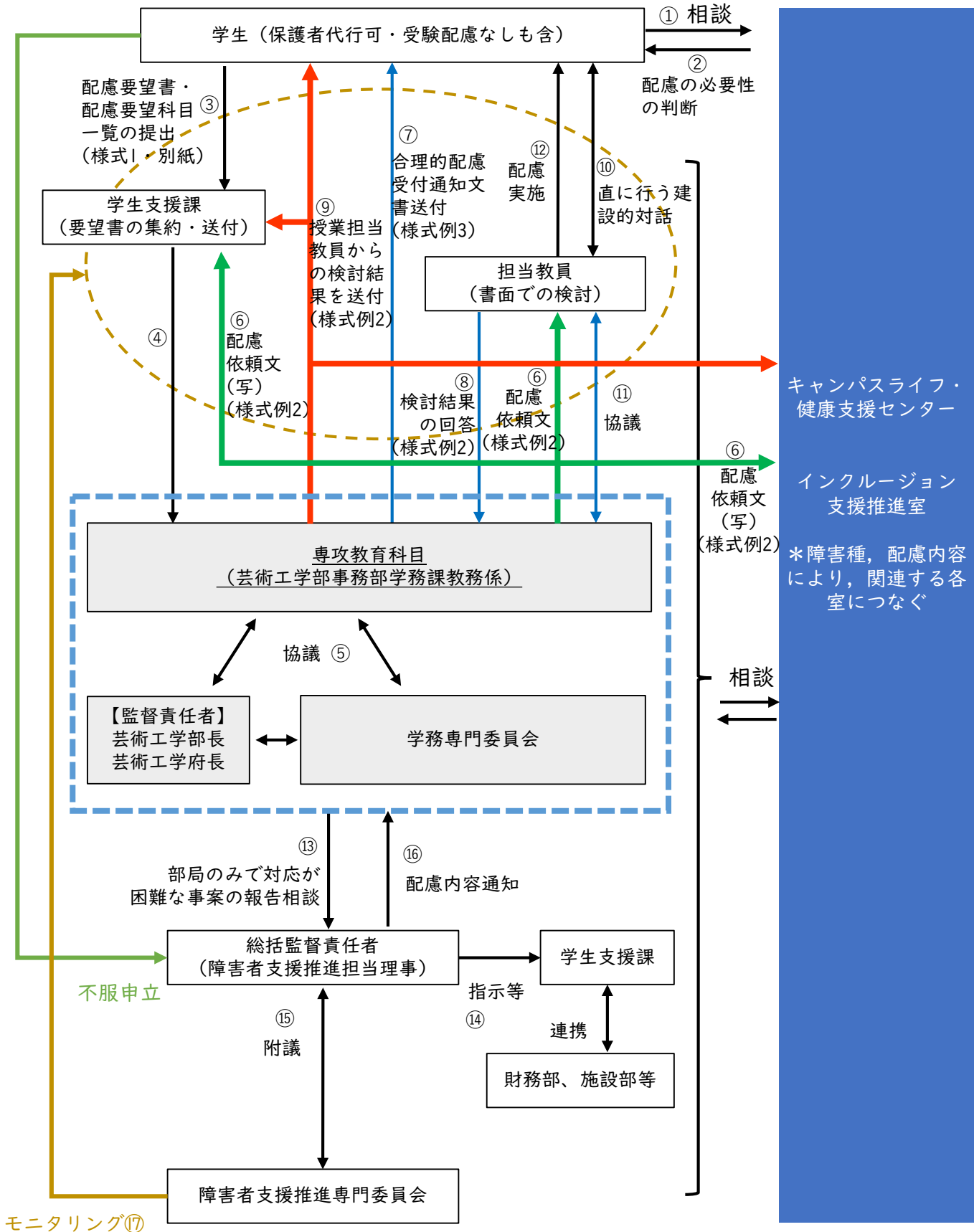
(2) 配慮内容等の協議

修学上の支援及び配慮に係る協議は、学務専門委員会において実施する。

3. その他

その他、受験上及び修学上の支援について必要な事項は、学務専門委員会の議を経て、芸術工学部（府）長が決定する。

<障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ> (別紙)



※様式1、様式例2及び様式例3は「障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて」(障害者支援推進専門委員会議決)に定める様式。